

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（397）」
2. 日時：平成29年10月3日 13時30分～19時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、宮本管理官補佐、田尻安全審査官、大塚安全審査官、
穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（技術基盤グループ システム安全部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：参与（安全技術担当） 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 火災区域及び区画の変更を踏まえ、火災区域（区画）特性表を整理し提示すること。
 - 火災区域及び区画の配置を明示した図面において、火災の影響軽減として設置する3時間耐火隔壁及び1時間耐火隔壁を明示すること。
 - 火災区域を構成する火災区画に対する系統分離において、火災の影響軽減として設置する3時間耐火壁等の分離方法の選定基準を整理して提示すること。
 - 系統を分離するために設置する隔壁において、開口部の特徴を考慮した可燃物の管理（特別な管理）を行う場合には、火災防護計画に記載する方針であることを明記すること。
 - ケーブル処理室内における各離隔距離について、離隔距離が6m以上確保されていた場合においても系統分離対策を実施する方針であることを整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（コメント回答補足資料）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷防止について）